

平成30年第11回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	平成30年11月15日(木) 午後4時00分 (開会:午後4時00分 ~ 閉会:午後5時00分)
場 所	筑西市丙360番地 スピカ本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:赤荻利夫、教育長職務代理者:吉澤貴美子、教育委員:塚本真実、教育委員:斉藤裕光、教育委員:坂入文圭
欠席委員	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	部長:小野塚直樹、次長:岩淵寿雄、次長:福田幸一、学務課長:飯山正幸、下館学校給食センター長:増田茂 学務課学校総務グループ課長補佐:直井真一、学務課学校総務グループ係長:市村治、学務課学校総務グループ主事:石崎悠太
議 案	報告第19号 処分事件報告について(和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて) 報告第20号 処分事件報告について(和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて) 報告第21号 平成30年度筑西市一般会計補正予算第5号(教育委員会分)について 報告第22号 教育委員会事務の点検及び評価結果について 議案第37号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則について 議案第38号 食物アレルギー食(レベル3:除去食)の対応について
議事の概要	赤荻教育長:皆様こんにちは。11月暖かい日が続いていましたが、今朝方は涼しくなり、秋の深まりを感じる今日この頃です。県の駅伝大会では下館南中学校が第3位に入賞して関東大会の出場を決めました。絵、感想文の入賞など子どもたちの活躍が大変目立った秋でした。 では、只今より「平成30年第11回筑西市教育委員会定例会」を開会いたします。 それでは、2.議事に入ります。報告第19号 処分事件報告について(和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて)、報告第20号 処分事件報告について(和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて)、報告第21号 平成30年度筑西市一般会計補正予算第5号(教育委員会分)について、報告第22号 教育委員会事務の点検及び評価結果についてご説明お願いいたします。 学務課長:(資料により説明。報告第19号については専決処分日延期のため3月議会前の定例会で報告。)

- 赤荻教育長：ありがとうございます。何か質問等ございましたらお願いいたします。
- 吉澤委員：事業評価についてどの事業を評価するかというのは年度によって計画的に決まっているのですか。
- 学務課長：まず、5月頃各課1つぐらい基本的には額が大きい事業、今年度新たに立ち上げた事業をあげてもらい所属長会議の中で検討しています。なるべく毎年同じ事業にならないように特色のある事業等を優先的にこちらから選んで評価委員さんが評価する対象としています。
- 吉澤委員：いろいろな意見が出やすい事業と、例えば防犯カメラ事業とかもうなんか分かっているというかそういう事業はあまり時間をかけなくてもいいのかなど。そういうところでなにか事業を選ぶ基準があるのかなと思質問しました。
- 学務課長：防犯カメラ事業もあまり意見が出ないのかなと思ったら、結構色々な意見が出まして、各校同じように4箇所防犯カメラ設置しているが各学校の規模が違うため台数を増やしてもいいのではないかとか、抑止力になるのだから他にも疑似カメラの設置を考えてみたらどうかというような意見が出ました。防犯カメラ耐用年数があるため次回の更新時に見直し検討もしてまいります。
- 吉澤委員：評価報告書について職員の中での共通理解、職員間で共有する時間はありますか。
- 学務課長：事業を実施した所管課には評価報告書を渡しています。例年は2月に実施していましたが、それだと予算編成が終わってしまっているため、予算に反映させるため今年度は早めに実施しました。また、所属長会議でも共通認識を図っています。
- 赤荻教育長：ありがとうございます。報告第20号、報告第21号、報告第22号について、報告のとおりといたします。
- 続きまして、議案第37号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則について、議案第38号 食物アレルギー食（レベル3：除去食）の対応についてご説明お願いいたします。
- 下館学校給食センター長：（資料により説明。）
- 赤荻教育長：ありがとうございます。何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
- 塚本委員：減額徴収について、月内に5日ではなく、連続して5日でないとしためなのですか。週末たぎ等で5日以上休んだ場合は対象にならないのですか。
- 下館学校給食センター長：規則の中で5日以上連続してという形です。連続しないで5日以上休んだ場合は所定額ということで3000円まるまるいただくという形となります。
- 斉藤委員：同一月内とあるが月がまたがってしまうとダメですか。
- 下館学校給食センター長：月がまたがってしまうと対象にはなりません。

赤荻教育長：例えば、インフルエンザや入院のときはすぐ学校から給食センターに連絡が入って給食を止めます。1日来て1日休んで、また1日来て1日休んで、そういうときは来るものとして給食を作ってしまったので給食費をいただくしかありません。それが連続してという理由になっています。

斉藤委員：学級閉鎖学年閉鎖のときの対応についてお聞きしたい。

下館学校給食センター長：学級閉鎖学年閉鎖の時の対応は連絡が来て給食は止めています。連続して5日以上になった場合は全員が減免となります。制度が変わるので、この概要については12月末に各学校の先生に説明を予定しております。

塚本委員：減免となった場合の返金方法についてお聞きしたい。先に給食費を払っていて、あとから差額分を返金するという仕組みなのですか。

下館学校給食センター長：返金方法については、まず、減免申請書を提出してもらいます。提出された書類を市で審査して確定通知を送ります。それに基づいて給食費を納めてもらいます。給食費は食べた月の翌月に給食費を支払います。各家庭に給食費いくらという通知が前もって行き、それに基づいて給食費を支払うという仕組みになっています。

坂入委員：アレルギー食の対応についてお聞きしたい。

下館学校給食センター長：アレルギー食の提供についてはレベル1からレベル3まで項目があり、レベル1については詳細な献立表を毎月該当する方に渡しています。レベル2については、詳細な献立表を保護者に渡して、給食が食べられるか食べられないかを確認していただき、全く食べられないときは弁当持参という形式です。レベル3については牛乳たまごを除いた給食を現在6名に提供しています。

赤荻教育長：アレルギー食の対応については医師・保健所・薬剤師の代表・校長会の代表・PTA・有識者が入って医師の指導を受けながら決めています。

赤荻教育長：ありがとうございました。

議案第37号、議案第38号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員：【挙手全員】

協 議

赤荻教育長：挙手全員ですので、議案第37号、議案第38号について原案通り可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、3. 協議に入ります。(1) 次回教育委員会定例会についてご説明をお願いいたします。

学務課長：教育委員会定例会については12月20日(木)16時00分から開催いたします。

そ の 他

赤荻教育長：ありがとうございました。続きまして、4. その他に入ります。(1) 平成30年度11月定例学校運営研修会について説明いたします。

(資料により説明。)

何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、平成30年第11回筑西市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。
